

# 社会福祉法人翁仁会 役員等の報酬規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 翁仁会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員等の報酬、旅費、退任慰労金及び法人業務に携わったときの諸経費について定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事、監事、及び第三者委員をいう。

## 第2章 報酬

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等とは、法人本部に週3回以上出勤し、法人業務を行う理事長をいう。

(2) 非常勤役員等とは、常勤役員等以外の者で理事、監事、評議員、第三者委員をいう。

(3) その他、上記のどれにも属さない、次にあげる場合の報酬については、別に定める。

ア・業務執行理事の報酬

### (常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 各年度の報酬上限総額 別表第1に定める額

(2) 報酬 別表第2に定める額

2 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める、各年度の報酬上限総額をふまえ、別表第3に定める額を支給する。なお、同一日に合わせて、法人の業務を行った場合については、報酬は支給しない。

(法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給の時期は、次のとおりとする。

(1) 報酬 毎月25日(その日が休日に当たるときは、翁仁会給与規程7条第1項に準じた日)に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

2 役員等に支給する報酬については、源泉所得税をはじめ、必要性がある場合は他の法定控除をした額を支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数を基礎(分母)として日割によって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表第4のとおり旅費を支給する。旅費は原則として、交通費、宿泊費、日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、(急行料金、特急料金、指定席料金等も含む)に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は、宿泊に伴う室料(税及びサービス料を含む)の上限を1泊20,000円までとし、これを法人が実費負担する。また、出張中に必要とされる夕食、昼食、朝食については、上限1,500円までとし、これを法人が実費負担する。(なお、指定された宿泊施設及び食事代が上記で示した上限を超えるようなことがある場合には、全額法人が実費負担する)
- 4 日当は、1日あたり10,000円を支給する。
- 5 その他、業務遂行に必要として認められる経費については、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 旅費等は原則として、出張終了後支給することにするが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。
- 7 出張後、速やかに出張報告書を作成し法人本部に提出したのち、未支給の旅費を支給する。

### 第4章 退任慰労金

(適用範囲)

第10条 退任慰労金は、役員等報酬規程の第2条に明記されている役員等に適用する。

(金額の基準)

第11条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、在任期間の年数に基づき別表第5のとおり支給する。

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として退任日までを対象とする。

- 3 退任慰労金支給時において、本人が死亡している場合には、遺族に対して支給する。

(支給の方法)

- 第12条 退任慰労金は、退任した月の翌月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、繰り上げて支給する。
- 2 退任慰労金は、現金もしくは本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

## 第5章 附則

(公表)

- 第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第14条 この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

(補則)

- 第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

- 2 ただし、平成28年度末をもって退任した評議員及び平成29年度の定時評議委員会をもって退任する理事及び監事にも適用する。

別表第1（役員等の1名あたりの各年度の報酬上限総額）

①役職ごとの役員等報酬額を定める。

役職名	1名あたりの各年度の報酬上限総額
理事長	2,400,000円
業務執行理事	300,000円
理事	150,000円
監事	200,000円

別表第2（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円

別表第3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円
区 分	日 額
業務執行理事が法人業務のために出勤	3,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査及び理事会等への出席	10,000円

(4) 第三者委員

区 分	日 額
会議への出席	10,000円

別表第4 (出張旅費)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費
	上限20,000円	1日あたり	認められる経費

(食費)

朝 食	昼 食	夕 食
実 費	実 費	実 費
上限1,500円	上限1,500円	上限1,500円

別表第5 (退任慰労金)

役員等在任期間	金 額
1年未満	0円
1年以上2年未満	10,000円
2年以上3年未満	20,000円
3年以上4年未満	30,000円
4年以上5年未満	40,000円
5年以上6年未満	50,000円
6年以上7年未満	60,000円
7年以上8年未満	70,000円
8年以上9年未満	80,000円
9年以上10年未満	90,000円
10年目以上	100,000円